

## 「水産政策の改革」と日本の漁業・漁村の未来

2018年12月8日、第197回国会において約70年ぶりとなる漁業法の大改正が成立し、同月14日に公布された。これにより、日本の漁業に魚種ごとの資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）と漁業者に対する個別漁獲割当て（IQ）を基本とする新たな資源管理システムが導入されることが決定した。あわせて、競争力を高めるための漁船漁業の大型化を促す漁業許可制度の見直しや、既存の漁業者の漁場利用を確保しながら協業化や地域内外からの新規参入も含め総合利用を図る養殖・沿岸漁業にかかる海面利用制度の見直し等も決定し、日本の漁業と漁村は大きな転換点を迎えることになった。

今回の漁業法改正は、18年6月1日に安倍内閣の農林水産政策の基本パッケージである「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版）」に盛り込まれた「水産政策の改革」に基づいている。そのなかで政府は、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立する」政策方針を定め、野党の拙速との批判をはねのけて同年の臨時国会で法改正を成し遂げた。その際、国会では「水産政策の改革について、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明を継続して行うこと」等9項目に及び附帯決議が行われた。

それから9か月を経たが、いまもなお現場の漁業者には制度改正への不安の声があるように見受けられる。その一つは、TACによる資源管理が現場の実情をなおざりにした一方的な管理強化につながらないかとの懸念である。例えば、先行してTAC規制が導入されたクロマグロでは、多種多様な魚種を様々な漁法で漁獲している沿岸漁業者の数量管理にかかる負担が過大で、結果として操業や定置網における漁獲の抑制を余儀なくされるなど大きな経営上の問題となっている。今後、TAC魚種の設定やIQ導入にあたっては、開かれた場において科学的根拠を明らかにするとともに、漁業者の意見を十分に聞き、理解を得たうえで実施することが不可欠であると言えよう。

もう一つは、定置・区画漁業権の見直しについて、「既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は優先する」とされたものの、先々地域漁業と漁村の健全な発展の支障につながるおそれはないかとの懸念である。これまでは法定されていた優先順位が廃止され、「適切かつ有効に活用」が唯一の判断基準となるなかで、新規参入者も含めた漁業者間の利害をいかに調整して秩序を守り、将来にわたって地域漁業を持続可能ならしめていくか、漁業権の付与を判断する都道府県にとって大きな課題となろう。一方で、今後も実質的に漁場の調整・管理を行うことになる漁業協同組合に求められる役割はさらに重くなっていくものと考えられる。

これまで日本の沿岸漁業は、全国の漁協が漁場の利用調整や水産資源の自主的な保護・管理、環境保全に中心的な役割を果たすことで守られてきた。さらに漁協系統は、これまで全国670を超える地域で「浜の活力再生プラン」を策定し、漁業者と漁協が主体となり市町村も参画して、漁業所得の向上と担い手漁業者の確保・育成に向けた生産設備の整備、加工商品の開発、販路開拓等の努力を続けてきている。「水産政策の改革」を真に日本の漁業と漁村の未来に向けた有効な政策とするためには、現場でこうした地道な取り組みを続けてきた漁業者と漁協系統の意見を真摯に聞いて、改正漁業法にかかる政省令の制定に適切に反映させていくことが何より大切であると考えられる。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）